

天草信用金庫次世代育成支援行動計画

職員が仕事と子育てを両立させる事ができ、全職員が働きやすい環境を作る事によって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成33年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1. 計画期間中に、子どもを育てる労働者が利用できる措置として、始業・終業時刻の繰上げ又は繰下げの制度の周知及び実施

目標2. 計画期間内に、育児・休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知及び措置の実施

<対策>

- ・平成30年4月～部店長会等会議の場で制度に則った当金庫の規程を説明し職員への周知・徹底を図り、実施する。

目標3. 所定外労働の削減のための措置の実施

<対策>

- ・平成30年4月～早帰り等により所定外労働の削減のための措置の実施を図る。

目標4. 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

- ・平成30年4月～当金庫の年次有給休暇計画付与（夏3日、冬2日）制度、及び連続有給休暇取得の制度の更なる周知を図り、完全消化を目指す。

- ・平成30年4月～部店長会等会議の場で年次有給休暇取得促進のための意識を醸成する。